

意見書案

意見書案第6号

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書について

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を次のとおり提出するものとする。

平成24年6月29日

議会運営委員長 出合孝司

森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し、大きな関心と期待が寄せられていますが、昨年以降、我が国においては、化石燃料への依存度が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっています。

しかし、北海道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続き経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしています。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の森林・林業基本計画等に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進などにより、森林資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要です。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要です。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

- 1．地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、間伐等促進法を平成25年度以降も延長し、間伐や植林などの造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続すること。
- 2．地球温暖化防止、特に、平成25年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図る

ため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなどの安定的な税・財源を確保すること。

3．安定的な林業経営の確立に向け、直接支払い制度による搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、フォレスター・現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進など、効率的施業の推進と助成の拡充を図ること。

4．環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木造公共施設等の整備への助成の拡充を図ること。

また、固定価格買い取り制度等を積極的に活用した木質バイオマスエネルギーなど再生可能エネルギーの利用を促進すること。

5．地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。

6．森林・林業再生にとって不可欠な森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの手段である森林の損害を補償する保険の仕組みを確保すること。

7．国有林の一般会計化による公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場管理の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日

士 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣
財務大臣
文部科学大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
環境大臣
復興大臣
衆議院議長
参議院議長

意見書案第7号

北海道教育委員会の新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書について

北海道教育委員会の新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成24年6月29日

議会運営委員長 出 合 孝 司

北海道教育委員会の新たな高校教育に関する指針の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書

道教委は、新たな高校教育に関する指針（2006年）に基づき、毎年度、公立高等学校配置計画を決定し、高等学校の募集停止や再編・統合を行っています。これによって、全道では、現在までに19校が募集停止（または募集停止予定）、17校が再編・統合によって削減（または削減予定）されています。

配置計画で再編・統合、募集停止の対象とされた高校では、入学希望者の激減する現象が生じています。さらに子どもの進学を機に地元を離れる保護者も現れ、過疎化を加速させ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。また地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担は増大し、保護者の経済力によっては通学断念にまで追い込まれたといった実態も報告されています。

とりわけ昨年度は、他の高校への通学が困難であるとして残してきた地域キャンパス校の熊石高校を地元からの入学者が20名を切っていることを理由に、募集停止としています。このことは、教育の機会均等を保障すべき北海道の責任を地元に移すものであり、キャンパス校や小規模校のある地域に不信と不安をもたらしています。

このように、新たな高校教育に関する指針に基づく配置計画が進めば、高校進学率が98%を超える状況にありながら、北海道の高校の約44%がなくなることになります。これはそのまま地方の切り捨て、ひいては北海道地域全体の衰退につながります。

したがって、広大な北海道の実情にそぐわない新たな高校教育に関する指針を抜本的に見直し、中学卒業生数の減少期だからこそ、学級定数の見直しを行うなど、地域に高校を存続させ、希望するすべての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな高校配置計画、高校教育制度を創り出していく

ことが必要ですので、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

- 1．道教委が2006年に策定した新たな高校教育に関する指針は、広大な北海道の実情にそぐわず、地域の教育や文化だけでなく、経済や産業など地域の衰退につながることから、抜本的な見直しを行うこと。
- 2．公立高校配置計画については、子ども・保護者・地元住民など、道民の切実な意見に真摯に耳を傾け、一方的な策定は行わないこと。
- 3．教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、遠距離通学費等補助制度の5年間の年限を撤廃するとともに、もともと高校が存在しない町村から高校へ通学する子どもたちも制度の対象とすること。
- 4．障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校へ通うことができる後期中等教育を保障するための検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日

士 別 市 議 会

(提出先)

北 海 道 知 事
北海道教育委員会委員長
北海道教育委員会教育長

意見書案第8号

けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書について

けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成24年6月29日

けいれん性発声障害（SD）の研究・治療等の推進を求める意見書

けいれん性発声障害（SD）とは、発声時に喉の筋肉が過度に緊張するため声に異常を来す病院であり、脳の大脳基底核という部分の異状によって起こるジストニアの一種と考えられていますが、原因は明らかになっていません。主な症状として、無意識に声帯が閉鎖することにより喉が締めつけられているような話し方になる、声が不自然に途切れる、声が震える、場合により息漏れが多くささやくような声になる等です。

声をうまく発声できないため、SD患者の多くが仕事上の接客や電話、とりわけ学生においては就職活動や面接などで相当な負担を強いられています。また、この病気の一般の認知度は極めて低く、全国的にこの病気の適正な診断・治療を行うことのできる医療機関が少ないため、現在の患者数は約2,000人とされていますが、潜在患者は100倍の20万人とも推定されています。

これらの状況から、患者・家族等は大変な苦勞を強いられており、全国的な病名認知の取り組みが求められる状況となっています。

また、このSDについて現在行われている治療法としては、対処療法に限られますが、手術のほか喉の筋肉の緊張を和らげるボツリヌムトキシン注射があります。注射治療については現在、東京都及び千葉県の一部医療機関でしか実施しておらず、また、1回約3万円の費用で効果は数カ月しかなく、定期的に注射を受けるしかないのが現状です。医療費の面においても保険適用外であるため、全国に及ぶ患者は多額の医療費を要し、通院にかかる宿泊・交通費の負担も大きなものとなっています。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

- 1．実態調査を実施するとともに、患者・家族に対する相談及び支援を、また医療機関や学校関係者に病気の周知の体制を確立すること。
- 2．医療費の負担軽減のため、早期にボツリヌムトキシン注射の保険を適用すること。
- 3．ボツリヌムトキシン注射を初めとするSDの治療ができる医院は少なく、限られた地域でしか治療を受けることができない現状を踏まえ、医師の派遣など遠隔地でも治療が受けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年 6月29日

土 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣
財 務 大 臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
衆議院議長
参議院議長

意見書案第9号

地方財政の充実・強化を求める意見書について

地方財政の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成24年 6月29日

議会運営委員長 出 合 孝 司

地方財政の充実・強化を求める意見書

急速に高齢社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっています。

社会保障においては、子育てや医療、介護など、多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要です。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は、ますます重要となっています。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められています。2012年度政府予算では、地方交付税について総額17.5兆円を確保しており、2013年度予算においても、2012年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が

求められます。

よって、国においては、下記事項について実施するよう強く要望いたします。

記

- 1．被災自治体に対する復興費については、国の責任において確保し、自治体の財政が悪化しないよう各種施策を十分に講じること、また、復旧・復興に要する地方負担分は、通常の予算とは別に計上すること。
- 2．医療・介護、子育て支援分野の人材確保など、少子・高齢化に対応した一般行政経費の充実、農林水産業の再興、環境対策など、今後増大する財政需要を的確に取り入れ、2013年度地方財政計画を策定すること。
- 3．地方財源の充実・強化を図るため、地方交付税の総額確保と小規模自治体に配慮した再分配機能の強化、国税5税の法定率の改善、社会保障分野の単位費用の改善、国の直轄事業負担金の見直しなど、抜本的な対策を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年6月29日

士 別 市 議 会

(提出先)

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

財務大臣

経済産業大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）